

(平成23年11月30日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大分地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5 件

厚生年金関係 5 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5 件

厚生年金関係 5 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和56年10月1日から同年11月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年10月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年10月1日から56年11月1日まで

私は、A社に昭和54年10月1日から57年5月20日までの期間において継続して勤務したが、同社に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日が56年11月1日と記録されていることに納得できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和56年10月1日から同年11月1日までの期間について、申立人の雇用保険の被保険者記録から、申立人が当該期間においてA社に勤務していたことが認められる。

また、A社の元事業主は、「雇用保険と厚生年金保険は同時に加入させていた。」と供述しているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により申立期間前後の昭和52年7月から58年3月までの期間において厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚21人のうち、雇用保険の被保険者記録が確認できる19人全員が、雇用保険及び厚生年金保険の被保険者資格取得日が一致していることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、昭和56年10月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人に係る前述の被保険者原票における昭和56年11月の記録から、同年10月は11万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間のうち、昭和54年10月1日から56年10月1日までの期間について、前述の被保険者原票により当該期間において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚の供述により、申立人は当該期間の大部分の期間において、A社に勤務していた可能性がうかがえる。

しかしながら、前述の複数の同僚は、「A社には試用期間が6か月程度あり、試用期間が経過した後に厚生年金保険料が控除されるようになった。」旨供述している一方、A社の元事業主は、「通常180日間の試用期間終了後に社会保険に加入させることにしていたが、申立人は申立人自身に何らかの事情があり社会保険に加入させておらず、厚生年金保険料を控除も納付もしていないと思う。」旨供述しているところ、前述のとおり、当該元事業主の回答、及び当時の同僚に係る厚生年金保険及び雇用保険の被保険者記録により、同社は、当時、従業員を雇用保険の加入と同時に厚生年金保険に加入させていたものと推認されるが、申立人については、当該期間に係る雇用保険の被保険者記録が確認できないことから、同社は、当該期間において申立人を厚生年金保険に加入させていなかったものと判断される。

また、A社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることから、当該期間における申立人の勤務実態、厚生年金の加入状況及び保険料の控除状況等を確認できる関連資料を得ることができない。

さらに、申立人は厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等の資料を所持していない上、前述の被保険者原票における申立人の厚生年金保険の被保険者記録はオンライン記録と一致しており、遡及して訂正されたなど不自然な形跡も無い。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の両申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の平成19年7月10日の標準賞与額に係る記録を15万5,000円、同年12月10日の標準賞与額に係る記録を17万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年7月10日
② 平成19年12月10日

年金事務所において厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、平成19年7月及び同年12月の標準賞与額に係る記録が年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされていることが判明した。

両申立期間にA社から賞与の支給を受け、厚生年金保険料も控除されていたので、両申立期間の標準賞与額に係る記録を年金額の計算の基礎となる記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

両申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

事業所が保管する申立人に係る平成19年度賃金台帳及びB市が発行した20

年度市民税・県民税所得・税額証明書の記録から、申立人は、平成19年7月10日及び同年12月10日にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

両申立期間の標準賞与額については、前述の賃金台帳における当該賞与に係る厚生年金保険料の控除額から、平成19年7月10日は15万5,000円、同年12月10日は17万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年10月26日に、事業主が両申立期間同時に健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届に係る届出を失念したと認めた上で届出を行っていることが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る両申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の全ての申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、全ての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の平成19年7月10日の標準賞与額に係る記録を14万8,000円、同年12月10日の標準賞与額に係る記録を17万7,000円、20年6月30日の標準賞与額に係る記録を11万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和57年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年7月10日
② 平成19年12月10日
③ 平成20年6月30日

年金事務所において厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、平成19年7月、同年12月及び20年6月の標準賞与額に係る記録が年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされていることが判明した。

全ての申立期間にA社から賞与の支給を受け、厚生年金保険料も控除されていたので、全ての申立期間の標準賞与額に係る記録を年金額の計算の基礎となる記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

全ての申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認

定することとなる。

事業所が保管する申立人に係る平成19年度及び20年度賃金台帳及びB市が発行した20年度及び21年度市民税・県民税所得・税額証明書の記録から、申立人は、平成19年7月10日、同年12月10日及び20年6月30日にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

全ての申立期間の標準賞与額については、前述の賃金台帳における当該賞与に係る厚生年金保険料の控除額から、平成19年7月10日は14万8,000円、同年12月10日は17万7,000円、20年6月30日は11万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年10月26日に、事業主が申立期間当時に健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届に係る届出を失念したと認めた上で届出を行っていることが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る全ての申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

大分厚生年金 事案 1131

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和43年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月1日から44年3月1日まで

私は、昭和43年4月にA社に入社するとともに、定時制高等学校に入学し、夜間通学しながら45年2月まで同社に勤務していたのに、社会保険庁（当時）の記録によると、同社に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日が44年3月1日となっていることに納得できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

勤務内容に係る申立人の具体的な供述、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同被保険者原票により厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間において同社に勤務していたことが認められる。

また、前述の複数の同僚のうちの二人は、A社は従業員全員を入社時から厚生年金保険に加入させていた旨供述しているところ、前述の被保険者名簿及び被保険者原票により被保険者記録が確認できる者で事情を確認することができた同僚のうち、ほとんどの同僚（申立人とほぼ同時期に入社し申立人と同じ部門に配属されたとする一人を含む。）が、同社における自身の勤務期間と厚生年金保険の被保険者期間は一致している旨供述していることなどから判断すると、同社は従業員をおおむね入社と同時期に厚生年金保険に加入させていた状況がうかがえる。

さらに、申立人が、申立期間当時、通学していたとする高等学校から提出された申立人に係る「高等学校生徒指導要録」により、申立人は昭和43年4月に当該高等学校の定時制課程に入学したことが確認できる上、前述の同僚は、申立人が定時制高等学校に通学しながらA社に勤務していた旨供述しているところ、前述の同僚の供述等により、申立期間前後の期間に申立人と同様に中学校卒業後すぐ同社に入社し、定時制高等学校に通学しながら同社に勤務していたと推認される二人については、前述の被保険者原票により、当該二人が入社したと推認される時期と同時期に同社に係る被保険者資格を取得していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、前述の被保険者原票における同僚の昭和43年3月及び申立人の44年3月の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も死亡していることから、これを確認することはできないが、事業主による資格取得届や申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定などのいずれの機会においても、社会保険事務所（当時）が申立人に係る記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が、申立人の資格取得日を昭和44年3月1日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る43年4月から44年2月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間②のうち、申立人の昭和63年4月1日から平成5年10月1日までの期間、6年5月1日から同年7月1日までの期間、11年10月1日から12年1月1日までの期間、13年10月1日から14年8月1日までの期間、及び17年9月1日から18年2月1日までの期間に係る標準報酬月額記録については、昭和63年4月から平成元年12月までの期間を20万円、2年1月から同年3月までの期間を17万円、同年4月から5年9月までの期間を18万円、6年5月及び同年6月を28万円、11年10月から同年12月までの期間を44万円、13年10月から14年7月までの期間を41万円、17年9月から18年1月までの期間を36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間③について、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、平成15年7月11日の標準賞与額に係る記録を35万円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年9月1日から59年12月1日まで
② 昭和61年4月1日から平成21年4月1日まで
③ 平成15年7月

私は、A社（申立期間①当時は、B社。平成元年3月22日にC社に名称変更し、5年10月4日にA社に名称変更）に勤務していた期間について、ねんきん特別便を確認した。

申立期間①及び②については、実際に支給されていた給与額と年金事務所が記録している標準報酬月額が違うことが判明した。当時の給与支給額と比較して両申立期間の標準報酬月額が低いことに納得できないので、調査の上、当該期間に係る標準報酬月額の記録を給与支給額に見合う標準報酬月額の

記録に訂正してほしい。

また、申立期間③については、私の保管している賞与明細書では、賞与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、申立期間③を標準賞与額の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間②のうち、昭和63年4月1日から平成5年10月1日までの期間、6年5月1日から同年7月1日までの期間、11年10月1日から12年1月1日までの期間、13年10月1日から14年8月1日までの期間、及び17年9月1日から18年2月1日までの期間については、申立人は、標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、上記期間については、申立人が保管している給料支払明細書により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、申立人の標準報酬月額を昭和63年4月から平成元年12月までの期間を20万円、2年1月から同年3月までの期間を17万円、同年4月から5年9月までの期間を18万円、6年5月及び同年6月を28万円、11年10月から同年12月までの期間を44万円、13年10月から14年7月までの期間を41万円、17年9月から18年1月までの期間を36万円とすることが必要である。

なお、当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、前述の給料支払明細書により確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該給料支払明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間③については、申立人が保管している賞与明細書により、申立人は平成15年7月に賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間③の平成15年7月に係る賞与の支給日については、賞与明細書に記載が無く、申立人及び事業主は不明としているが、申立人が保管する賞与明細書により、3年、4年、5年、7年及び14年に係る夏季の賞与支給日が確認できるところ、4年、7年及び申立期間③の前年の14年については7月の第2金曜日に賞与が支給されていることが確認できること

から判断すると、申立期間③に係る賞与の支給日は、15年7月11日（第2金曜日）とすることが妥当である。

一方、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間③の標準賞与額についても、申立人が保管している賞与明細書により確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、35万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間③に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、賞与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う賞与額の届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

- 3 申立期間①、並びに申立期間②のうち、昭和61年4月1日から63年4月1日までの期間、平成5年10月1日から6年5月1日までの期間、同年7月1日から11年10月1日までの期間、12年1月1日から13年10月1日までの期間、14年8月1日から17年9月1日までの期間、及び18年2月1日から21年4月1日までの期間についても、申立人は、標準報酬月額の変動について申し立てているが、前述のとおり、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

なお、特例法に基づき記録の訂正等が行われるのは、上記の額が社会保険庁（当時）の記録を上回る場合である。

申立期間①については、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚は、「私のB社に係る標準報酬月額の記録は、給与支給額とおおむね一致している。」と供述しているところ、前述の複数の同僚のうち一人が保管している昭和57年11月分から58年6月分までに係る給料支払明細書から、当該同僚の被保険者原票に記録された当該期間に係る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料と同額又は当該保険料よりも低額の保険料が給与から控除されていることが確認できる上、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を保管しておらず、申立人の申立期間①における報酬月額及び保険

料控除額について確認することができない。

また、申立期間②のうち、昭和61年4月1日から63年1月1日までの期間については、申立人が保管している61年4月分から62年12月分までの家計簿により、申立人が当該期間において、B社からオンライン記録の標準報酬月額を上回る報酬月額を支給されていたことは推認できるものの、当該家計簿からは厚生年金保険料控除額等を確認できず、申立人の当該期間における保険料控除額について確認することができない。

さらに、申立期間②のうち、昭和63年1月1日から同年4月1日までの期間、平成5年10月1日から6年5月1日までの期間、同年7月1日から11年10月1日までの期間、12年1月1日から13年10月1日までの期間、14年8月1日から17年9月1日までの期間、及び18年2月1日から21年4月1日までの期間については、申立人が保管している申立期間②の大部分に係る給料支払明細書等及びA社から提出された申立期間②の一部に係る申立人の賃金台帳の写しにより確認又は推認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の標準報酬月額が、オンライン記録上の標準報酬月額を上回っていないことが確認又は推認できる上、オンライン記録を見ても、申立人の同社に係る標準報酬月額について不自然な記録訂正が行われた形跡は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 1129

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年5月1日から31年3月1日まで

私の夫は、申立期間において、A県B郡に所在した炭鉱事業所に勤務したが、厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

勤務内容に係る申立人の妻（以下「申立者」という。）の供述及び申立者が一緒に勤務したとして名前を挙げた同僚の子の供述から判断すると、申立人が申立期間当時A県B郡に所在した炭鉱事業所において勤務していたことはうかがえるものの、申立者及び当該同僚の子は申立人が勤務したとする炭鉱事業所の名称を明確には記憶していないことから、当該事業所を特定することができない。

また、申立者は、「私の夫が、申立期間において勤務したのはC社D炭鉱、E炭鉱、F炭鉱又はG炭鉱のいずれかの事業所であったかもしれない。」と供述しているが、当該4事業所はいずれも適用事業所名簿において厚生年金保険の適用事業所としての該当が無い上、前述の同僚は既に死亡していることから、申立人の申立期間における勤務実態、保険料の控除等について確認できる関連資料及び関係者等からの供述を得ることができない。

さらに、オンライン記録において、前述の同僚の子が、申立人と当該同僚と一緒に勤務したのではないかと供述する期間において当該同僚の厚生年金保険の被保険者記録を確認することはできない。

加えて、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）から、申立人

が申立期間の直前及び直後に勤務したことが確認できる事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録はいずれも同一の厚生年金保険記号番号が付されていることが確認できるところ、当該台帳において申立人の申立期間における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

このほか、申立てに係る事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、A県B郡に所在した複数の炭鉱事業所のうち、適用事業所名簿により、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できる複数の事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、申立人の氏名は確認できない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 27 年 4 月 1 日から 29 年 6 月 26 日まで
② 昭和 48 年 7 月 1 日から 51 年 6 月 1 日まで

私は、A社を退職した際に脱退手当金を受給した記憶が無いのに、社会保険事務所（当時）の記録では、脱退手当金が支給された記録となっていることに納得できない。申立期間①について、脱退手当金の支給済記録を取り消し、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、私は、申立期間②においてB社（現在は、C社）に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間②について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について

申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には脱退手当金が支給されたことを示す記載が確認できる上、当該期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、当該期間に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日（昭和 29 年 6 月 26 日）から約 9 か月後の昭和 30 年 3 月 19 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は申立期間①に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

2 申立期間②について

勤務内容に係る申立人の具体的な供述から判断すると、申立人が当該期間においてB社に勤務していたことはうかがえるものの、申立期間②に係る申立人の雇用保険の被保険者記録は確認できず、申立人の同社における勤務期間を特定することはできない。

また、申立人は、当時の上司の氏名について姓のみを記憶しているにすぎないことから当該上司を特定することができず、当時の同僚の氏名も記憶していないことから、申立期間②における申立人のB社に係る勤務実態及び保険料の控除等について供述を得ることができない。

さらに、C社は、「申立期間②当時の関連資料等が保管されておらず、申立人の勤務については不明。」と回答しており、申立人の申立期間②に係る勤務状況、保険料控除状況を確認できる関連資料を得ることができない。

加えて、申立人はD職種であったと主張しているところ、B社のD職種に係る厚生年金保険被保険者名簿において申立人の氏名を確認することができない上、被保険者整理番号に欠番も見られない。

このほか、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 64 年 1 月 1 日から平成 8 年 3 月 1 日まで
社会保険庁（当時）の記録上、私の A 社における申立期間の標準報酬月額が、支給されていた報酬額と比較して低額に記録されていることに納得できない。

調査の上、申立期間における標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

なお、特例法に基づき記録の訂正等が行われるのは、上記の額が社会保険庁の記録を上回る場合である。

2 申立期間のうち、平成 4 年 1 月 1 日から 8 年 2 月 1 日までの期間については、申立人が保管している給料支払明細書により確認又は推認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の標準報酬月額が、オンライン記録により確認できる標準報酬月額を超えていることが確認又は推認できる。

しかしながら、商業登記簿謄本により、申立人は、当該期間において A 社の代表取締役であったことが確認できる上、当時の従業員も、申立人は同社の代表取締役であり、経営責任を負っていた旨供述していることから、

申立人は、特例法第1条第1項ただし書きに規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると判断され、当該期間については、特例法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

- 3 申立期間のうち、平成3年7月1日から4年1月1日までの期間については、申立人が保管している給料支払明細書により確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の標準報酬月額がオンライン記録により確認できる標準報酬月額を超えていないことが確認できる上、昭和64年1月1日から平成3年7月1日までの期間及び8年2月1日から同年3月1日までの期間については、給料支払明細書等の関連資料が確認できず、申立人の当該期間における報酬月額及び厚生年金保険料等の額が、申立人が主張する額であったとは推認できない。
- 4 申立期間のうち、平成5年10月1日から同年12月8日までの期間については、オンライン記録により、申立人の標準報酬月額が同年12月8日付けで59万円（当該額は、健康保険の標準報酬月額。厚生年金保険の標準報酬月額は53万円）から18万円に遡及して訂正されていることが確認できるものの、当該遡及訂正処理が行われた時点において、A社が社会保険料を滞納していた事実は確認できないことなどから、当該期間に係る申立人の標準報酬月額について、社会保険事務所（当時）による不合理な事務処理が行われたとまでは判断できない上、仮に、社会保険事務所による不合理な事務処理が行われたと判断されたとしても、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、当該期間に係る自らの標準報酬月額の減額処理が有効なものでないと主張することは信義則上認められない。
- 5 これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 2 月 27 日から 44 年 6 月 1 日まで

私は、昭和 39 年 4 月から 44 年 5 月までの期間において A 社に勤務していたが、申立期間における厚生年金保険の被保険者記録が確認できないことに納得できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の被保険者記録（事業所名は確認できないが、取得日が A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における厚生年金保険の被保険者資格取得日と一致していることなどから判断すると、同社に係る雇用保険の被保険者記録と推認できる。）により、申立人が申立期間の大部分の期間において A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、商業登記簿謄本により、A 社は申立期間の大部分の期間において存在していたことが確認できるものの、オンライン記録により、同社は昭和 40 年 2 月 28 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認できる上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、同社に係る被保険者全員が、申立人の被保険者資格喪失日である同年 2 月 27 日までに被保険者資格を喪失しており、同日以降、同社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者は見当たらない。

また、前述のとおり、A 社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間当時の事業主も死亡している上、前述の被保険者原票において、被保険者記録が確認できる複数の同僚に事情を確認しても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる供述を得ることができなかった。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 11 月頃から 47 年 9 月頃まで

私は、申立期間においてA事業所（厚生年金保険の適用事業所名は、B事業所。現在は、C事業所）にD職種として勤務していたが、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

勤務内容に係る申立人の具体的な供述及び複数の同僚の供述から判断すると、勤務時期及び勤務期間を特定することはできないものの、申立人がB事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、事業所番号等索引簿によると、B事業所は、昭和 58 年 2 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しており、申立期間は適用事業所に該当していないことが確認できる上、雇用保険の被保険者記録により、複数の同僚が同日以前から当該事業所に勤務していたことが確認できるものの、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、同日以前の期間に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者は見当たらない。

また、前述の被保険者原票において、申立人が記憶している同僚の氏名は確認できないところ、当該同僚は、「私は昭和 46 年 1 月頃から 52 年 9 月頃までA事業所に勤務していたが、当時、同事業所は厚生年金保険制度に加入していなかった。」と供述している上、昭和 58 年 2 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している別の同僚は、「A事業所が厚生年金保険の適用事業所になったのは昭和 58 年頃である。そのため、私も昭和 58 年頃から被保険者記録があるが、これ以前は給与から厚生年金保険料は控除されていなかった。」と供述しているところ、当該別の同僚に係るオンライン記録によ

ると、B事業所に勤務していたとする期間のうち、同日以前の期間については、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、C事業所は、「申立人に係る勤務状況、厚生年金保険の加入状況等については、当時の資料が無く不明である。」と回答している上、前述の被保険者原票により、被保険者記録が確認できる複数の同僚に事情を確認しても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる供述を得ることができなかった。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。